

これだけは知っておこう 教科書の基礎知識

これを見たことがありますか？



保護者の皆様へ

お子様の御入学おめでとうございます。
この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、
国が無償で配布しているものです。
この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、その負担によって実施されております。

一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度に込められた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省

<http://www.mext.go.jp/>

あたりまえのように教科書は無償だと思いませんか？

教科書はなぜ無償なのでしょう

■義務教育教科書無償給与制度の趣旨

この制度は、憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されています。

また、この制度は、次代を担う児童生徒の国民的自覚を深め、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。

■義務教育教科書無償給与制度の経緯

この制度は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、昭和 38 年度に小学校第 1 学年の入学生について実施され、以後毎年拡大され、昭和 44 年度に小・中学校の全学年に無償給与が完成し、現在に至っています。

■教科書検定制度の趣旨

教科書検定制度とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることです。

この制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているものです。

■教科書検定制度の必要性

国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。

教科書が無償なのは、我が国の義務教育の根幹を支えるものであり、国民全体の次代を担う子どもたちへの願いや思いが込められているからです。

知っておきたい教科書のQ&A

Q 教科書の献本*1が禁止されているなど、公正さが求められているのはなぜですか？

A 教科書は教科書検定制度のもと、民間に委ねられ、創意工夫して著作・編集されている一方で、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において、必ず用いることとなる極めて公共性の高いものです。これらを担保するために、公正確保が必要だからです。

Q 教科書発行者から献本があったらどうすればよいですか？

A 発行者からの献本はいかなる時期も一切禁じられているので、教科書発行者から献本があった場合には、管理職への報告と返本が必要です。

Q 教科書発行者の編集会議等には出席してはいけないのですか？

A 教科書発行者が学校現場の意見を聞いたり、編集会議等を開くことは問題ありません。ただし、採択期間中*2は教科書の講習会や研修会等の開催は禁止されています。教職員の編集会議等の出席については、管理職への報告が必要で、費用弁償等を超える額*3を受領する場合には、サービス監督権者（市町村教育委員会）の許可*4が必要です。

Q 教職員が教科書発行者から金品をもらってはいけないのですか？

A サービス監督権者の許可を得ずに、費用弁償等を超える額を受領することはできません。受領する額が費用弁償等の範囲内（無償の場合を含む）であれば、許可は必要ありませんが、管理職への事前の報告が必要*5です。

いずれにしても、教育公務員として、県民の誤解を招く恐れがあるような行為は、厳に慎むべきであり、判断に迷う事例の場合、独自に判断することなく、管理職に相談するようにしてください。

Q 検定申請中とはなんですか？

A 新しい教科書を作る際には教科書発行者は文部科学省に検定申請をします。その検定終了までを検定申請中といいます。教科書発行者には、その期間*6に申請図書の内容（いわゆる白表紙本やそのコピー）を外部に見せることを禁じていることから、教職員においても閲覧することは適切ではありません。

- * 1 献本：教科書発行者（教科書会社）から検定終了後の教科書を学校現場、教職員の自宅等に届けたり、郵送したりして送ること。
- * 2 採択期間中：採択年度の4月1日から8月31日まで
- * 3 費用弁償等を超える額：費用とは旅費、教材費、資料代等をいう。
- * 4 許可：営利企業等従事許可
- * 5 この対応は県教育委員会における取扱いです。市町村立学校の場合は、県教育委員会の対応を基に各市町村教育委員会で取扱いが決められています。
- * 6 検定申請中の期間：採択年度の前年度の概ね5月から概ね3月末日まで（およそ11か月間）

教科書の定義

●学校教育法 第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(本規定は中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用する。)

●教科書の発行に関する臨時措置法 第2条

この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

知っておきたい教科書関係の主な法令、通知

- 日本国憲法第26条
- 学校教育法
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則
- 教科書の採択について（毎年出される文部科学省初等中等教育局長通知）

表紙の答えは・・・

小学校等に入学する新1年生が、はじめてもらう、
教科書を入れるための文部科学省で作成した紙袋です

文部科学省では昭和41年から「義務教育教科書無償給与制度の意義」を裏面に印刷した紙袋を作成し、小学校等に入学する新1年生の教科書をこの紙袋に入れて、子どもたちに直接給与するよう指導しています。